

情報公開条例及び個人情報保護条例の利用状況

町では町民の皆さんと情報を共有して、一緒にまちづくりをすすめるため、情報公開条例により公文書を公開しています。また、皆さまの権利利益を保護するため、個人情報保護条例により自分の個人情報の開示等を請求できる権利を保障しています。

平成30年度における公開請求等の状況については、次のとおりです。

●岩内町情報公開条例

(1) 請求件数及び処理状況

| 公開請求 件数 | 決定の内訳 | | | | | 取り下げ |
|------------|-------|------|------|-----|------------|------|
| | 公開 | 部分公開 | 即時公開 | 非公開 | 公文書 不存在 | |
| 19件 | 1件 | 3件 | 12件 | 0件 | 3件 | 0件 |

(2) 不服申立ての状況

不服申立てはありませんでした。

●岩内町個人情報保護条例

(1) 請求件数及び処理状況

| 開示請求 件数 | 決定の内訳 | | | | | | 取り下げ |
|------------|-------|------|-----------|-----|------------|-----|------|
| | 開示 | 部分開示 | 裁量的 開示 | 非開示 | 公文書 不存在 | その他 | |
| 1件 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

(2) 訂正請求及び利用停止請求の状況

訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。

(3) 不服申立ての状況

不服申立てはありませんでした。

Q 情報の公開には時間がかかるの？

A 公開の請求があった日から15日以内に、公開するか否かを決定し、お知らせします。ただし、手続きを省略してすぐに公開する場合（即時公開）の制度もあります。

Q どんな文書でも公開するの？

A 町が持っている公文書は、すべて公開することとしています。しかし、特定の個人が識別されるおそれのあるものや、法人などに不利益を与えると考えられるものなど、公開できない情報もあります。

●公文書の公開請求・問合せ 総務財政課 Tel0135-62-1011（内線211）